

ひまわりネットワーク第2回実践発表会
2024年2月18日(日)

失語がある人の意思決定支援も支える 意思疎通支援者



一般社団法人 千葉県言語聴覚士会

吉田 浩滋

失語症者向け意思疎通支援者とは？

失語症者向け意思疎通支援者養成研修(40時間)の修了者

<養成研修で学ぶこと、その目標>

- 失語症についての基本的な知識
- 失語症者の生活上の困難や支援の在り方の理解
- 1対1のコミュニケーションを行うための会話技術の習得
- 日常生活上の外出に同行し、意思疎通を支援するために必要な知識、
および、身体介助の方法を含む技能の習得

<修了した後>

県の名簿に登録➡県から市町村へ名簿を提供➡市町村に登録
➡市町村から、当事者の申請を受けて派遣

養成研修の修了者

2019年 修了者 22名 2020年 修了者 14名
2021年 修了者 20名 2022年 修了者 25名
2023年 修了者 23名

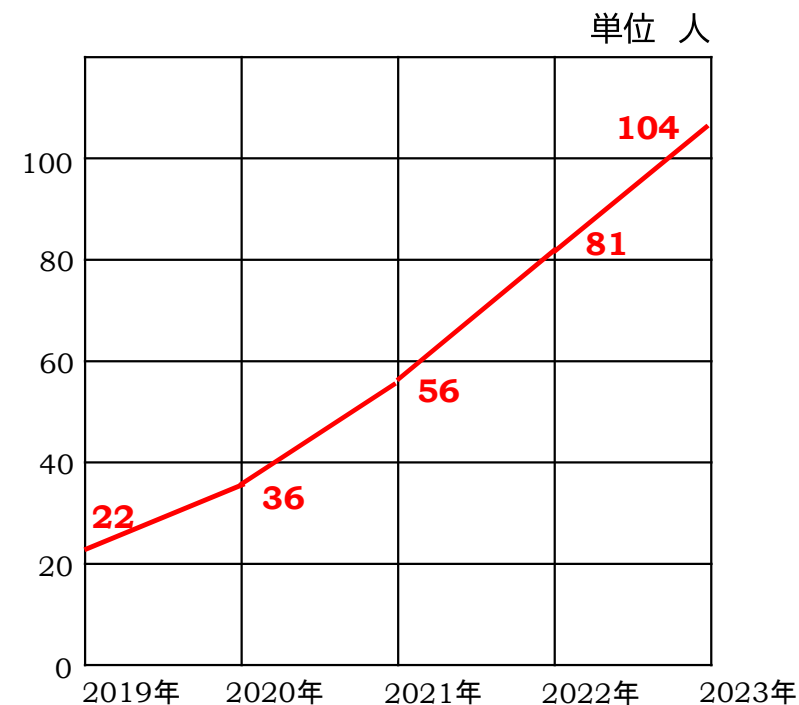
- 2020年度からはコロナ感染拡大の影響から、Zoomによる遠隔での研修とし、座学の12時間分を一般公開したところ、延べ200名の方に参加いただくことができました。



当事者講師



当事者講師



養成研修修了者の累積数

会話支援の実習では、失語症当事者が実習の講師をつとめています。

意思疎通支援事業の実施体制整備状況(令和3年度)

	手話通訳者派遣事業		要約筆記者派遣事業		手話通訳業(遠サー)
	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	
北海道	156	87.2%	58	32.4%	
青森県	35	87.5%	31	77.5%	
岩手県	32	97.0%	29	87.9%	
宮城県	34	97.1%	30	85.7%	
秋田県	23	92.0%	20	80.0%	
山形県	30	85.7%	22	62.9%	
福島県	49	83.1%	35	59.3%	
茨城県	44	100.0%	43	97.7%	
栃木県	25	100.0%	23	92.0%	
群馬県	33	94.3%	31	88.6%	
埼玉県	62	98.4%	61	96.8%	
千葉県	53	98.1%	52	96.3%	
東京都	53	85.5%	51	82.3%	
神奈川県	32	97.0%	30	90.9%	
新潟県	27	90.0%	23	76.7%	
富山県	15	100.0%	14	93.3%	
石川県	19	100.0%	19	100.0%	
福井県	15	88.2%	15	88.2%	
山梨県	25	92.6%	23	85.2%	
宮崎県	25	96.2%	22	84.6%	
鹿児島県	32	74.4%	23	53.5%	
沖縄県	28	68.3%	25	61.0%	
合計	1,610	92.5%	1,340	77.0%	

	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		意思疎通(全体)	
	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合
	4	2.2%	158	88.3%
	1	2.5%	35	87.5%
	1	3.0%	32	97.0%
	2	5.7%	34	97.1%
	0	0.0%	23	92.0%
	0	0.0%	31	88.6%
	3	5.1%	49	83.1%
	1	2.3%	44	100.0%
	0	0.0%	25	100.0%
	1	2.9%	33	94.3%
	2	3.2%	63	100.0%
	3	5.6%	54	100.0%
	3	4.8%	53	85.5%
	1	3.0%	32	97.0%
	1	3.3%	27	90.0%
	0	0.0%	15	100.0%
	1	5.3%	19	100.0%
	2	11.8%	16	94.1%
	2	7.4%	25	92.6%
	0	0.0%	25	96.2%
	1	2.3%	33	76.7%
	0	0.0%	29	70.7%
合計	48	2.8%	1,623	93.2%

令和5年3月の厚生労働省保健福祉関係主管課長会議では令和3年度の実施状況が公表されました。千葉県の実施体制が整った自治体は3(我孫子市、市川市、袖ヶ浦市)です。

令和5年度からは八街市、流山市が派遣を実施しているため、千葉県で失語症者向け意思疎通支援者の派遣を始めた自治体数は5になっています。

全国で見ると、手話通訳者派遣事業を行う自治体は全自治体の92.5%であることに対し、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行う自治体は5%にも満たないのが現状です。

市町村の派遣実績(令和4年度)

	我孫子市	市川市	袖ヶ浦市
令和4年度の派遣延べ回数(回)	196	24	1
令和4年度の利用者延べ人(人)	93	116	1
令和4年度の派遣者延べ人(人)	196	123	2
令和4年度の派遣者実人数(人)	18	12	2

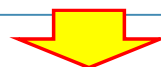
各自治体へのアンケート調査より

厚労省障害保健福祉関係主管課長会議の資料より

(2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項について

日常生活支援事業(必須事業)

障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な移動支援事業や意思疎通支援事業が位置づけられてるいる。



才 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

…失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業及び派遣事業(都道府県必須事業)、意思疎通支援事業(市町村必須事業)として実施可能であるが、**未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。**…なお、失語症者に対する支援は、失語症当事者やその家族、自治体、言語聴覚士等の関係者が連携して取り組む必要があることから、支援者派遣の実施体制の構築に当たっては各都道府県及び市町村で連携しつつ、失語症者のニーズや地域の特性に応じた柔軟な事業を実施いただくよう願います。

意思疎通支援者派遣事業(試行)の現況

一社)千葉県言語聴覚士会の独自の取り組み

(目的)

- 第1条 この事業は、一般社団法人千葉県言語聴覚士会(以下、「県士会」という。)に登録した失語症者向け意思疎通支援者(以下「支援者」という。)を、県士会に利用登録した個人・団体(以下、「利用登録者」、「利用登録団体」という。)に派遣し、失語症者の円滑なコミュニケーションを図ることにより、失語症者の地域での自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。
- 2 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業のうち、市町村の必須事業として定めがある意思疎通支援者の派遣事業を、千葉県内の市町村が開始するまでの一時的なものであり、失語症者の意思疎通支援に関する要望の調査、派遣の際に必要な事項の調査を目的とする。

一般社団法人千葉県言語聴覚士会『失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱』より抜粋

千葉県言語聴覚士会の派遣実績(令和4年度)

失語症者の登録(個人)	9
失語症者の登録(団体)	2
意思疎通支援者(登録者)	30

➤ 個人派遣 16件 17人

八街市 6件 6人 浦安市 3件 3人

流山市 3件 4人 千葉市 2件 2人

松戸市 1件 1人 富里市 1件 1人

➤ 団体派遣 10件 24人

流山市 5件 14人

成田市 9件 10人

【派遣の内容】

失語症友の会、失語症者カフェ等への派遣、病院受診同行、ワクチン接種同行、マイナンバーカード申請、映画鑑賞支援、公正証書遺言の作成

千葉県言語聴覚士会の派遣実績(令和5年度12月末までの暫定値)

失語症者の登録(個人) 11

失語症者の登録(団体) 4

意思疎通支援者の登録数(人) 32

➤ 個人派遣 8件 10人

浦安市 3件 4人 市川市 2件 2人

成田市 1件 1人 流山市 1件 1人

➤ 団体派遣 8件 12人

流山市 2件 5人

成田市 3件 4人

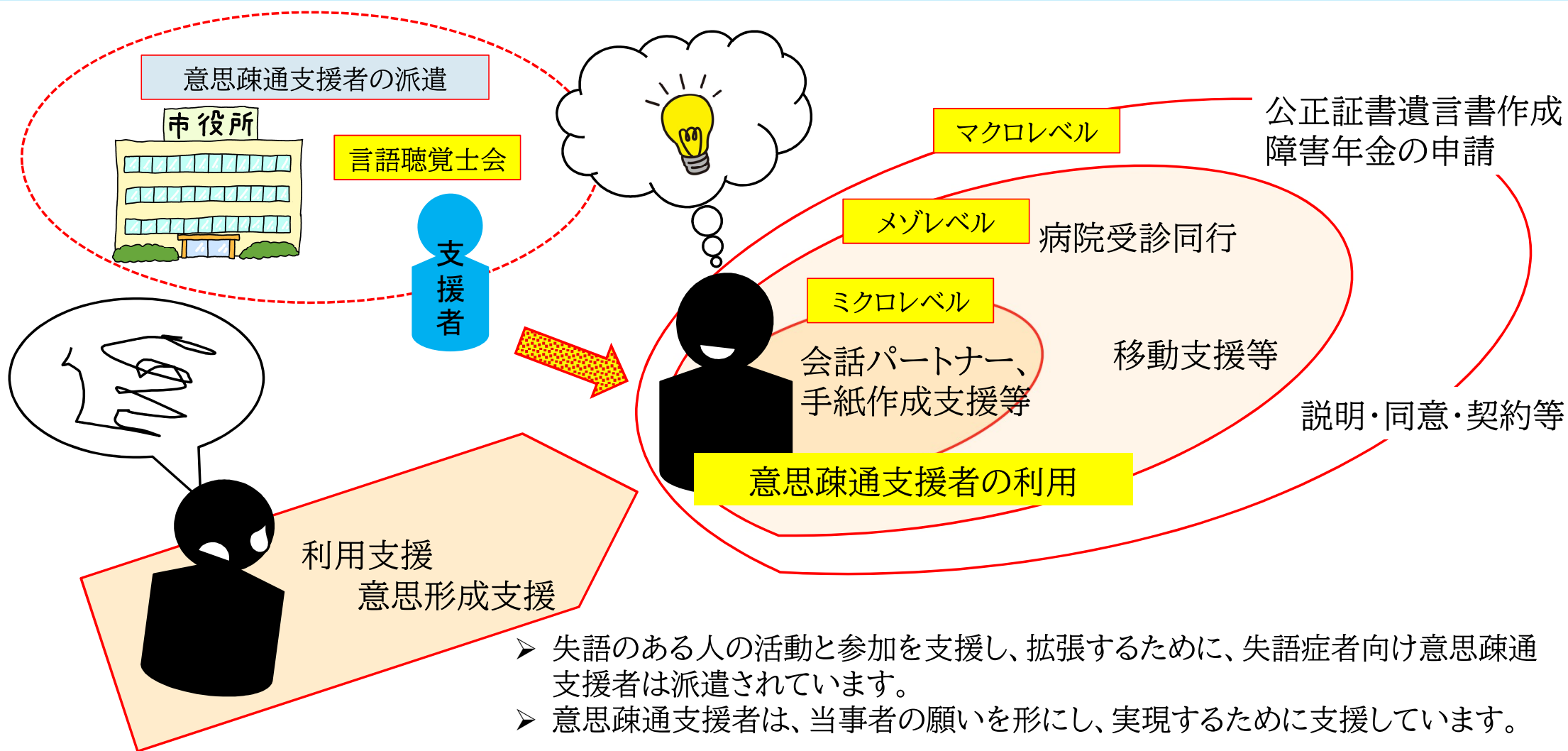
千葉市社協 3件 3人

【派遣の内容】

失語症友の会、失語症者カフェ等への派遣、病院受診同行、有料老人ホームの説明会、移動支援、会話パートナー、手紙の作成支援、日常生活自立支援事業の契約

- 派遣先での意思疎通支援の役割は、会話のパートナーだけでなく、失語のある人の住まいや暮らし方にかかわる制度の説明や、福祉サービスの利用契約等へと広がりをみせている。

意思形成支援、そして意思疎通支援者を利用して社会参加へ



参考情報!

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和4年5月25日に施行された。

基本理念(第三条)

- 1 障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるようにする。
- 2 日常生活や社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。
- 3 障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。
- 4 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

➤ 意思疎通のコペルニクスの転換になるのだが…誰も気がついていない! ?

障害者側が自治体に申請
意思疎通支援者を派遣

申請主義

(例)
病院・自治体側が意思疎通支援者を配置
障害者側が意思疎通支援の提供を受ける

事業者は合理的配慮の
提供が求められている

失語のある人の社会参加を支える

失語症者向け意思疎通支援者に関する

お問い合わせは「派遣デスク」にメールでお寄せください！

shitsugo.chiba@gmail.com



一般社団法人 千葉県言語聴覚士会